

環境アセスメントに係るお知らせ

令和8年3月27日

川崎市環境影響評価に関する条例第19条に基づき、京浜急行大師線連続立体交差事業 1期②区間鈴木町すり付け部に係る条例環境影響評価準備書及び要約書の写し（以下「条例準備書」）の縦覧を次のとおり行います。

※「条例準備書」とは、環境影響評価の結果について、環境保全の見地から市民等の意見を聴くための準備として指定開発行為者が作成した図書です。

指定開発行為の基本的事項	指定開発行為者	川崎市 川崎市長 福田 紀彦
	名称	京浜急行大師線連続立体交差事業 1期②区間鈴木町すり付け部
	種類	鉄道若しくは軌道の新設又は線路の改良（第3種行為）
	実施区域	川崎市川崎区鈴木町二番地～川崎市川崎区大師駅前一丁目
	目的	踏切の除却
	内容	改良に係る部分の長さ：約0.5km
	施行期間	令和8年度～令和20年度（予定）
縦覧のお知らせ	縦覧期間	令和8年3月27日（金）から令和8年5月11日（月）まで
	縦覧場所及び時間	<p>■川崎区役所2階、大師支所仮庁舎2階 午前8時30分から午後5時まで。土曜日、日曜日及び祝日は除く。 ただし、川崎区役所は第2・4土曜日の午前8時30分～午後0時30分にも行います。</p> <p>■環境局環境評価課（市役所本庁舎20階窓口⑥） 午前8時30分から午後5時15分まで。土曜日、日曜日及び祝日は除く。 ※すべての縦覧場所で開始日（3月27日）午前10時から行います。</p>
	意見書の提出	<p>縦覧中の条例準備書について、環境の保全の見地から御意見のある方は、川崎市環境影響評価に関する条例第21条第1項の規定に基づき、縦覧期間中に、意見書を提出することができます。</p> <p>意見書の提出方法、意見書の取扱い等については、各縦覧場所の図書に備えられている意見書用紙、もしくはホームページをご覧ください。</p>
	ホームページ	<p>ホームページから条例準備書の閲覧、意見書の提出ができます。</p> <p> 検索 川崎市 アセス図書の公表</p> <p></p> <p>https://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/29-2-12-1-0-0-0-0-0-0.html</p>
意見書提出先・問合せ先	<p>川崎市環境局環境対策部環境評価課（市役所本庁舎20階） 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話：044-200-2156 ファクス：044-200-3921 Eメール：30kanhyo@city.kawasaki.jp ※意見書は電話、ファクス、Eメールでは受け付けていませんので御注意ください。</p>	